

輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和3年度における輸入数量等

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和3年度の初日から令和4年3月31日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量（協定対象外輸入数量）を下記のとおり公表する。

記

項	概 要	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差 分
		下段:協定対象外輸入基準数量	下段:協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
2	飲用乳	114 トン	79 トン	35 トン
		71 トン	79 トン	超過済
3	クリーム	38 トン	47 トン	超過済
		24 トン	47 トン	超過済
4	粉乳類	52,961 トン	23,297 トン	29,664 トン
		33,644 トン	20,495 トン	13,149 トン
5	無糖れん乳	1,763 トン	1,931 トン	超過済
		1,142 トン	1,931 トン	超過済
6	加糖れん乳	202 トン	22 トン	180 トン
		68 トン	22 トン	46 トン
7	ヨーグルト	17 トン	6 トン	11 トン
		11 トン	6 トン	5 トン
8	バターミルク	192 トン	15 トン	177 トン
		12 トン	15 トン	超過済
9	ホエイ及び調製ホエイ	58,411 トン	50,809 トン	7,602 トン
		47,985 トン	43,199 トン	4,786 トン
10	その他の乳製品	13,373 トン	9,481 トン	3,892 トン
		8,803 トン	4,519 トン	4,284 トン
11	バター	24,439 トン	10,385 トン	14,054 トン
		16,786 トン	8,893 トン	7,893 トン
12	豆類	89,846 トン	67,589 トン	22,257 トン
		45,433 トン	28,061 トン	17,372 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,731,704 トン	5,318,988 トン	412,716 トン
		5,117,077 トン	4,940,865 トン	176,212 トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,329,308 トン	1,163,645 トン	165,663 トン
		222,196 トン	145,248 トン	76,948 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	730,259 トン	690,806 トン	39,453 トン
		704,615 トン	690,806 トン	13,809 トン
15	コーンスターチ	2,943 トン	3,048 トン	超過済
		2,351 トン	3,012 トン	超過済
16	ばれいしょでん粉	12,460 トン	8,882 トン	3,578 トン
		6,177 トン	8,798 トン	超過済
17	マニオカでん粉	163,795 トン	123,830 トン	39,965 トン
		162,600 トン	123,827 トン	38,773 トン
18	サゴでん粉	21,286 トン	13,925 トン	7,361 トン
		21,286 トン	13,925 トン	7,361 トン
19	その他のでん粉	1,694 トン	1,371 トン	323 トン
		1,220 トン	1,371 トン	超過済
20	イヌリン	2,130 トン	2,471 トン	超過済
		55 トン	51 トン	4 トン
21	落花生	36,714 トン	30,664 トン	6,050 トン
		23,109 トン	18,396 トン	4,713 トン
22	こんにゃく芋	231 トン	174 トン	57 トン
		223 トン	174 トン	49 トン
23	ミルク調製品	10,417 トン	7,754 トン	2,663 トン
		4,348 トン	2,685 トン	1,663 トン
24	でん粉調製品	241 トン	193 トン	48 トン
		238 トン	193 トン	45 トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	5,700 トン	3,876 トン	1,824 トン
		2,070 トン	1,634 トン	436 トン
27	調製食用脂	19,978 トン	13,132 トン	6,846 トン
		1,810 トン	1,589 トン	221 トン
28	繭	6.5 トン	2.4 トン	4.1 トン
		6.5 トン	2.4 トン	4.1 トン
29	生糸	309 トン	216 トン	93 トン
		308 トン	216 トン	92 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。